

様式第 1 号

勸 告 書		
		勸告第 号 年 月 日
様		印
<p>羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例第 7 条の規定により、次のとおり勸告します。</p>		
る勸告の表示	住（居）所 （所在地）	
	氏 名 （名 称）	
違反に関する事実の表示	違反内容	禁止行為の条項：条例第 条 違反行為名称：
	違反日時 及び場所	日時： 年 月 日 午前・午後 時 分 場所：
勸告内容の表示	上記の違反内容に表示する行為の中止。	

勸告調書		
様		勸告第 年 月 日 号 年 月 日
印		
羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例第7条の規定により、次のとおり勸告するため、この調書を作成する。		
る勸告の表示を受け	住（居）所 （所在地）	
	氏 名 （名 称）	
違反に関する事実の表示	違反内容	禁止行為の条項：条例第 条 違反行為名称：
	違反日時 及び場所	日時： 年 月 日 午前・午後 時 分 場所：
勸告内容の表示	上記の違反内容に表示する行為の中止。	
勸告書を受領した。 年 月 日 時 分 印		

(印なき場合は、署名をもって代える。受領を拒否したときは、その旨を付すこと。)

命 令 書		
様		命令第      号 年      月      日  印
羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり命じます。		
命令 の 表示 受 け	住（居）所 （所在地）	
	氏 名 （名 称）	
違 反 に 関 する 事 実 の 表 示	違反内容	禁止行為の条項：条例第      条  違反行為名称：
	違反日時 及び場所	日時：      年      月      日 午前・午後      時      分  場所：
命 令 内 容 の 表 示	命令内容	1. 上記の違反内容に表示する行為の中止。 2. 上記の違反内容に表示する行為は、再び行ってはならない。
	履行期限	

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、羽村市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

命 令 調 書		
様		命令第 年 月 日 号 日  印
羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり命じるため、この調書を作成する。		
命令 者の を 表示 受け	住（居）所 （所在地）	
	氏 名 （名 称）	
違反 に関 する 事実 の 表示	違反内容	禁止行為の条項：条例第 条 違反行為名称：
	違反日時 及び場所	日時： 年 月 日 午前・午後 時 分 場所：
命令 内容 の 表示	命令内容	1. 上記の違反内容に表示する行為の中止。 2. 上記の違反内容に表示する行為は、再び行ってはならない。
	履行期限	
命令書を受領した。 年 月 日 時 分 印		

(印なき場合は、署名をもって代える。命令書の受領を拒否した場合は、その旨を付すこと。)

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、羽村市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。





(表面)

様式第6号

第 号

## 環境指導員身分証明書

(写真)

フリガナ

氏名

生年月日

年 月 日生

上記の者は、羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例の規定により、違反者に対し、指導及び勧告を行う者であることを証明する。

年 月 日

羽村市長

印

(裏面)

### 遵守事項

- 1 羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例施行規則第5条第4項の規定により、環境指導員は、常にその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを呈示しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に譲渡し、または転貸してはならない。
- 3 この証明書が不要になったときは、ただちに返納しなければならない。
- 4 この証明書を紛失し、または破損したときは、ただちに市長に届け出なければならない。

(表面)

様式第7号

		第	号
<b>環 境 保 全 員 証</b>			
(写 真)	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日	年	月 日生
<p>上記の者は、羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例の規定により、違反者に対し、指導、勧告及び命令、過料の処分及び徴収を行う者であることを証明する。</p>			
		年	月 日
羽村市長	印		

(裏面)

<b>遵 守 事 項</b>	
<p>1 羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例施行規則第6条第4項の規定により、環境保全員は、常にその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを呈示しなければならない。</p>	
<p>2 この証明書は、他人に譲渡し、または転貸してはならない。</p>	
<p>3 この証明書が不要になったときは、ただちに返納しなければならない。</p>	
<p>4 この証明書を紛失し、または破損したときは、ただちに市長に届け出なければならない。</p>	

## 過料処分の告知兼弁明書

告知第 号  
年 月 日

様

印

あなたは、羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例第 7 条第 2 項の規定による命令に従わないため、同条例第 9 条の規定により過料に処することを告知し、弁明の機会を付与します。

る告 者知 のを 表 受 示 け	住（居）所 （所在地）	
	氏 名 （名 称）	
違 反 に 関 す る 事 実 の 表 示	違反内容	禁止行為の条項：条例第 条 違反行為名称：
	違反日時 及び場所	日時： 年 月 日 午前・午後 時 分 場所：
弁 明	弁明の内容	<input type="checkbox"/> 上記の違反に関する事実を認めるため、弁明することはない。 <input type="checkbox"/> 上記の違反に関する事実は認められないため、次のとおり弁明する。 （弁明する内容）
上記の弁明を認め、過料処分の告知兼弁明書（謄本）を受領した。 <p style="text-align: center;">年 月 日 時 分</p> <p style="text-align: right;">印</p>		

過料処分の告知兼弁明書 (謄本)		
様		告知第 年 月 日 号 日  印
あなたは、羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例第 7 条第 2 項の規定による命令に従わないため、同条例第 9 条の規定により過料に処することを告知し、弁明の機会を付与します。		
る告 者知 のを 表 受 示 け	住 (居) 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
違 反 に 関 す る 事 実 の 表 示	違反内容	禁止行為の条項：条例第 条 違反行為名称：
	違反日時 及び場所	日時： 年 月 日 午前・午後 時 分 場所：
弁 明	弁明の内容	<input type="checkbox"/> 上記の違反に関する事実を認めるため、弁明することはない。 <input type="checkbox"/> 上記の違反に関する事実は認められないため、次のとおり弁明する。 (弁明する内容)
上記の弁明を認め、過料処分の告知兼弁明書 (謄本) を受領した。		
年 月 日 時 分		印

過料処分決定通知書		
		処分第 年 月 日 号
様		
印		
羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例第9条の規定により、下記のとおり過料に処するので、納期限までに支払うこと。		
(違反者)	住(居)所 (所在地)	
	氏名 (名称)	
違反に関する事実の表示	違反内容	禁止行為の条項：条例第 条 違反行為名称：
	違反日時及び場所	日時： 年 月 日 午前・午後 時 分 場所：
命令不履行の表示	命令内容	上記の違反内容に表示する行為の中止。
	命令を発した日時	年 月 日 命令第 号
処分の表示	過料の額	金 円
	納期限	年 月 日 午前・午後 時 分

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、羽村市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

過料処分決定調書		
様		処分第 年 月 日 号 日 印
羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例第9条の規定により、下記のとおり過料に処するので、納期限までに支払うこと。		
(違反者)	住(居)所 (所在地)	
	氏名 (名称)	
違反に関する事実の表示	違反内容	禁止行為の条項：条例第 条 違反行為名称：
	違反日時及び場所	日時： 年 月 日 午前・午後 時 分 場所：
命令不履行の表示	命令内容	上記の違反内容に表示する行為の中止。
	命令を発した日時	年 月 日 命令第 号
処分の表示	過料の額	金 円
	納期限	年 月 日 午前・午後 時 分
過料処分決定通知書を受領した。		年 月 日 時 分 印

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、羽村市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

羽村市長

## 督 促 状

下記の過料について、納付されていないため、履行期限までに必ず納付してください。

## 記

決定年度	年度	調定年度	年度
処分番号			
過料の額		納期限	
督促手数料		延滞金額	
この督促の履行期限			

この督促状は、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項の規定により督促するものです。

履行期限を経過しても納付がされていないときは、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項の規定により滞納処分を行います。

## 【異議の申立について】

この督促について不服がある場合には、本状を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、市長に対して異議申立をすることができます。この督促の取消しを求める訴え（処分取消しの訴え）は、前記の異議申立に係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、羽村市を被告として（羽村市長が被告の代表者となります。）、提起しなければならないこととされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立をした日から 3 か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、異議申立に対する決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。また、処分の日から 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することはできません。